

屋外広告業廃業等届出書及び提出の手続きについて

(1) 屋外広告業廃業等届出書について

屋外広告業を廃業・廃止した場合は、その日から 30 日以内に届け出てください。

(屋外広告業者が死亡した場合は、その事実を知った日から 30 日以内)

届出は、屋外広告業廃業等届出書(様式第26号)と屋外広告業登録証又は特例屋外広告業届出済証と一緒に提出してください。なお、届出者は、届出事由に応じて下表のとおりとなります。

【廃業等の届出事由及び届出者】

廃業等の届出事由	届出者
①死亡した場合(個人の場合)	相続人
②法人が合併により消滅した場合	法人を代表する役員であった者
③法人が破産により解散した場合	破産管財人
④法人が合併及び破産以外の理由により解散した場合	清算人
⑤静岡市の区域内において屋外広告業を廃止した場合	屋外広告業者であった個人又は屋外広告業者であった法人を代表する役員

(2) 屋外広告業廃業等届出書記入上の注意事項

- ・不要の文字は、抹消してください。
- ・法人・個人の別、届出の理由欄及び屋外広告業者と届出者との関係欄は、該当する数字を○で囲んでください。

(3) 屋外広告業廃業等届出書類の提出方法等

- ・提出部数 1部
- ・提出先 〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号
静岡市都市局建築部建築総務課屋外広告物係(新館5階)
TEL 054-221-1123 / FAX 054-221-1135
- ・提出方法 持参又は郵送してください。郵送の場合は、担当者名および連絡先を明記していただくようお願いします。

様式第26号（第23条の3関係） **記 入 例**

屋外広告業廃業等届出書

平成〇年 〇月 〇日

(宛先) 静岡市長

〒〇〇〇-〇〇〇〇

住 所 〇〇〇市〇〇町〇-〇

届出者

氏 名 〇〇〇〇株式会社

代表取締役 〇〇〇〇〇

電話番号 (〇〇〇) 〇〇〇-〇〇〇〇

特例屋外広告業届出書を提出した方は、「第26条の7第1項」「静岡市屋外広告登録」を2本線で抹消

~~第26条の7第1項~~

屋外広告業を廃止等したので、静岡市屋外広告物条例 ~~第26条の7第1項~~ の規定により
届け出ます。 第29条の3第3項

登録（届出）番号	静岡市屋外広告業登録 静岡市特例屋外広告業届出	第〇〇〇号
登録（届出）年月日	平成〇年 〇月 〇日	
氏 名 <small>ふりがな</small>	〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇〇〇	
〔法人にあっては、その名称及び代表者の氏名〕	法人・個人の別	
	① 法人 2 個人	
住 所 <small>〔法人にあっては、その主たる事務所の所在地〕</small>	郵便番号 (〇〇〇-〇〇〇〇〇) 〇〇〇市〇〇町〇-〇	電話番号 (〇〇〇) 〇〇〇-〇〇〇〇
届出の理由	1 死亡 2 合併による消滅 3 破産手続開始の決定による解散 4 その他の理由による解散 ⑤ 廃止	
届出の理由の生じた日	〇年〇月〇日	
屋外広告業者と届出者との関係	1 相続人 2 元代表役員 3 破産管財人 4 清算人 ⑤ 本人	

該当する項目の数字を○で囲んでください

(注)

- 1 不要の文字は、抹消してください。
- 2 法人・個人の別、届出の理由欄及び屋外広告業者と届出者との関係欄は、該当する数字を○で囲んでください。

屋外広告業廃業等届出書

年 月 日

（宛先）静岡市長

住 所

届出者

氏 名

電話番号

第26条の7第1項
屋外広告業を廃止等したので、静岡市屋外広告物条例の規定により
第29条の3第3項
届け出ます。

登録（届出）番号	静岡市屋外広告業登録 静岡市特例屋外広告業届出	第 号
登録（届出）年月日	年 月 日	
氏 <small>ふりがな</small> 名 〔法人にあっては、その 名称及び代表者の氏名〕	法人・個人の別	
	1 法人	2 個人
住 所 〔法人にあっては、その 主たる事務所の所在地〕	郵便番号（ - ） 電話番号（ ） -	
届出の理由	1 死亡 2 合併による消滅 3 破産手続開始の決定による解散 4 その他の理由による解散 5 廃止	
届出の理由の 生じた日	年 月 日	
屋外広告業者と 届出者との関係	1 相続人 2 元代表役員 3 破産管財人 4 清算人 5 本人	

（注）

- 1 不要の文字は、抹消してください。
- 2 法人・個人の別、届出の理由欄及び屋外広告業者と届出者との関係欄は、該当する数字を○で囲んでください。